

唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場
をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流
通環境整備業務委託に係る企画提案募集要領

令和6年5月

佐賀県唐津市

第1 業務概要

1. 業務の目的

本業務は、専門家の監修による一貫したテーマとストーリーでつなげた、初心者から上級者まで参加できるアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）のコース造成、ストーリーを伝えるガイドの育成並びに、造成した旅行商品の流通環境整備を行うもの。

2. 業務の名称

唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託

3. 業務の内容

別紙「唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

5. 履行場所

受託者の提案による

6. 提案上限額

金4,994,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

7. スケジュール

令和6年5月 1日（水）	募集要領の公告
令和6年5月21日（火）	参加意思表明書の提出期限
令和6年5月24日（金）	一次審査結果通知
令和6年6月21日（金）	提案書等の提出期限
令和6年6月28日（金）	二次審査（プレゼンテーション）
令和6年7月 2日（火）	二次審査結果通知

第2 応募要件

1. 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下、「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下、「構成員」という。）で構成される企業体（以下、「連合体」という。）とし、連合体の場合は、応募及び業務に必要な諸手続き等を代表して行う構成員（以下、「代表事業者」という。）1者を定めるものとする

る。

(2) 参加資格

単独事業者又は連合体は、下記に示す「2 参加資格要件」を満たすものとする。

(3) 連合体の構成員

ア 参加意思表明書等の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

イ 構成員は、他の提案を行う連合体の構成員になることはできないものとする。

(4) その他

関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者になることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

2. 参加資格要件

次のいずれにも該当しないこと（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

(1) 第一種旅行業（観光庁長官登録旅行業）の資格を有しない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

(3) 次の申立てがなされている者

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

(4) 国税及び地方税の滞納者

(5) 次に該当する者

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3 応募手続き

1. 応募方法

参加意思表明書及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む）とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加意思表明

本業務に対する参加の意思表明は、以下により行うこと。

ア 提出書類

①参加意思表明書（様式7-1又は様式7-2）

②役員名簿（様式5）

③法人登記簿謄本（3か月以内のもの）

④会社紹介のパンフレット等

※②について、連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。

※③について、連合体の場合は、全構成員分を提出すること

イ 提出方法

各様式に必要な事項を記載のうえ、電子メール、持参又は郵送により提出すること。なお、持参又は郵送による提出部数は1部とする。

ウ 提出期限

令和6年5月21日（火）午後5時00分

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

※郵送の場合は、令和6年5月21日（火）午後5時00分必着とする。

エ 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市役所 地域交流部 観光文化課

(2) 問い合わせ（質問等）

本業務に関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

ア 提出様式

唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託に関する質問書（様式6）

イ 提出方法

①電子メールのみ（電話等での問い合わせには応じない。）

②件名は必ず「（質問）唐津エリアにおけるアドベンチャーツーリズム市場をターゲットとしたサイクリングツアーの造成・流通環境整備業務委託に係る企画提案に関する質問（企業名・提出日）」とすること。

ウ 提出期限

参加表明書に関すること 令和6年5月14日（火）午後5時00分

企画提案に関すること 令和6年6月10日（月）午後5時00分

エ 提出先

E-mail : kankou@city.karatsu.lg.jp

(唐津市役所地域交流部 観光文化課 観光戦略係)

オ 回答

参加表明に関することは、令和6年5月17日頃までに回答予定。

企画提案に関する質問への回答は、全応募者に対して、令和6年6月14日頃までに回答予定。

(3) 応募書類の提出

応募者は、提案書等を以下により提出すること。

ア 提出書類

- ①企画提案書（様式1）
 - ②企画提案の概要（要約版）（様式2）
 - ③法人概要（様式3）
 - ④連合体概要（様式4）※連合体として応募する場合のみ
 - ⑤企画提案概要（様式自由）
 - ⑥業務スケジュール（様式自由）
 - ⑦決算報告書（直近2カ年分）
- ※⑦について、連合体の場合は、全構成員分を提出すること。

イ 提出方法

各様式に必要な事項を記載のうえ、電子メール、郵送又は持参により提出すること。郵送又は持参の場合、正本1部、副本7部を提出すること。なお、提案書の提出を辞退する場合は、様式8-1又は様式8-2を持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時00分

※電子メール及び郵送の場合は、令和6年6月21日（金）午後5時00分必着とする。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分とする。

エ 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所 地域交流部 観光文化課

E-mail : kankou@city.karatsu.lg.jp

(4) 留意事項

ア 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①参加資格がない者による応募
- ②代表事業者以外の者による応募
- ③応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- ④署名又は押印のない提案書による応募
- ⑤誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥応募者が行った2以上の応募
- ⑦その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提出資料の取扱い

ア 応募書類の取扱い

提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。

イ 著作権

本業務に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

2. 優先交渉権者の決定

(1) 決定方法

ア 審査主体

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定に当たっては、審査委員会において行う。（非公開）

ただし、委員長が審査委員会に諮って公開すると決定したときはこの限りではない。

イ 第一次審査（書面審査）

提出書類について審査委員会が審査を行い、参加者の中から第二次審査参加者を5者程度選定する。なお、応募者が5者以内の場合は、一次審査を省略する。

ウ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

二次審査参加者による企画提案書等についてのプレゼンテーションに対して審

査委員会がヒアリングを実施し、最優秀、優秀の提案者を特定する。

エ 決定

最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(2) 第二次審査会

ア 場所

唐津市内の施設

※場所、開催日時等の詳細は別途通知する。(令和6年6月28日の開催を予定。)

イ 準備物

プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、単独事業者又は連合体が準備すること。スクリーンやプロジェクターは本市にて準備する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間

応募者のプレゼンテーションを各20分間、審査委員による質疑を各15分間程度実施するよう想定しているが、応募者数により変動の可能性がある。

(3) 審査方法

ア 審査基準

①本業務の理解度

本業務の目的に対する理解度

②業務実績

経営の健全性、本業務との類似業務等を含む実績等

③業務に取り組む体制

本業務に対する役割分担、地域への貢献度、実施体制等の構築

④事業計画の妥当性

事業全体の基本戦略、事業計画、事業効果等

⑤業務内容に対する強み

本業務に対する企画内容、調査内容、その他ノウハウ等の強み

⑥全体スケジュール

全体の業務遂行手順

⑦価格の評価

見積額の妥当性

イ 審査結果の通知及び公表

一次審査の結果は、令和6年5月24日(金)に、第二次審査結果は、令和6年7月2日(火)に応募者に文書で通知(連合体の場合は、代表事業者に通知)する予定。なお、審査結果(決定事業者及びその提案概要、応募状況(応募者数)等)については、唐津市のホームページへの掲載を予定している。

(結果に関する電話等での問合せに対応しない。)

(4) その他

- ア 本市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、または、いずれの応募者も募集要領で定める条件に満たない場合など、優先交渉権者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに本市ホームページ上で公表する。
- イ 委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- ウ 優先交渉権者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

3. 担当窓口

唐津市役所地域交流部 観光文化課

担当：岡本、吉丸

〒847-8511 佐賀県唐津市南城内 1 番 1 号

電話：0955-72-9127 FAX：0955-72-9182

E-mail: kankou@city.karatsu.lg.jp